

令和7年度

園芸試験場日南試験地屋外階段改修工事

図面名		SCALE
A-1/7	建築工事仕様書(1)	---
A-2/7	建築工事仕様書(2)	---
A-3/7	建築工事仕様書(3)	---
A-4/7	付近見取図 全体配置図 工事概要	NON
A-5/7	既存木製階段 平面図 断面図	1/50
A-6/7	コンクリート製階段 平面図 断面図	1/50
A-7/7	コンクリート製階段 断面詳細図	1/30



工事名称 園芸試験場日南試験地屋外階段改修工事	図面名称	図面リスト	SCALE	NUMBER	 一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会会員 (有) 安達建築設計事務所 adachi-archi. 鳥取県米子市道笑町2丁目172	吉田 成年 TEL(0859)33-7808	一級建築士大臣登録 第209688号 建築士事務所知事登録 第06-225号	検図	設計	製図
	日付							R8.3		

建築工事仕様書

1. 工事概要

1. 工事場所 日野郡日南町阿毘緑
2. 敷地面積 --- m²
3. 地域地区 都市計画地域(・内 ○外) 市街化調整区域(・内 ○外)
用途地域(指定なし) 防火地域(指定なし)

4. 建物概要

番号	名称	工事種別	構造	階数	建築面積(m ²)	延べ面積(m ²)
1	日南試験地	屋外階段改修	RC造	-	---	---

2. 建築工事仕様

1. 共通仕様

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版」(以下、「標準仕様書」という。)による。
ただし、アスベスト成形板の処理等は、国土交通省官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版」(以下「改修標準仕様書」という。)による。
- (2) 請負者は、建築基準法に基づく完了検査(中間検査含む)の検査には、特定行政庁(建築主事等)が求める検査に必要な資料等(報告書等)を用意する。
- (3) 電気及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2. 特記仕様

- (1) 項目は番号に印のついたものを適用する。
- (2) 特記事項は○印のついたものを適用する。
○印のつかない場合は、印のついたものを適用する。
○印と○印のついた場合は共に適用する。
- (3) 項目に記載の()内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。[]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を表す。
- (4) □印は、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)の特定調達品目を示す。判断基準は「環境物品等の調達推進に関する基本方針(令和4年2月25日変更閣議決定)」(環境省のホームページからダウンロード可能)による。
- (5) 関係法令(条例を含む)の改正等により、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議を行うものとする。
- (6) 材料及び製造所等の記載は順不同である。

① 一般共通事項

⑥ 環境への配慮(1.4.1)

緩衝材、断熱材、塗料、仕上げ塗材は、アトミック及びスチンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド」の放散量の区分に応じた材料を使用する。

接着剤及び塗料にトリ、キシリ及びホルムアルデヒドの含有量が少ない材料を使用する。

接着剤は可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。

の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、アトミック及びスチンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。
2) ホルムアルデヒド放散量の区分において、規制対象外とは次の又はに該当する材料を指す。

建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

3) ホルムアルデヒド放散量の区分において、第三種とは次の又はに該当する材料を指す。

建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項(資材(材料及び機材を含む)の梱包及び容器は、加納な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。)に留意する

⑦ 材料の品質等(1.4.2)

材料・機材等の品質及び性能

1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。

2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受ける。

3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

4) 本工事に使用する材料のうち、5)に指定する材料の製造業者等は、次の事項を満たすものとし、その証明となる資料(外部機関が発行する証明書の写し)を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。
ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。

品質及び性能に関する試験データを整備している。

生産施設及び品質の管理を適切に行っている。

安定的な供給が可能である。

法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得している。

製造又は施工の実績があり、その信頼性がある。

販売、保守等の営業体制が整えられている。

⑧ 技能士(1.5.2)

下表により適用する技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。(技能士:職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者)

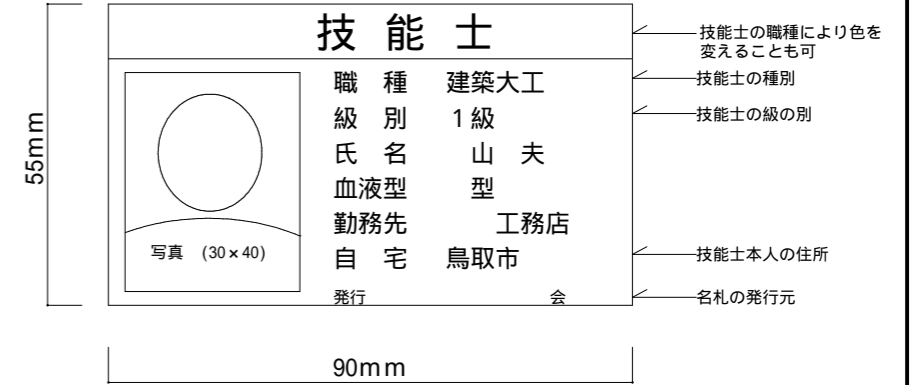
また、その技能士はその者が技能士であることがわかる名札(下図参考)を常時着用する。

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	・ とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	○ 鉄筋組立作業
コンクリート工事	型枠施工	○ 型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	○ コンクリート圧送工事作業

① 一般共通事項

⑧ 技能士(1.5.2)

《技能士名札参考図》



⑩ 完成写真

下記のことを監督職員に提出する。

区分	分類・規格	撮影箇所	部数	備考
工事記録写真	カラーセピア判	各工種の工程毎	1部	
完成写真	カラーセピア判	・ 内部 箇所	2部	
		○ 外部 2箇所	2部	
・	カラーキヤノン判	・ 内部 箇所	部	
		・ 外部 箇所	部	
・ ハル	カラー	・ 四ッ切 箇所	2部	
		・ 半切 箇所		
		・ 全紙 箇所		

- 電子データ又は紙の提出[工事記録写真] (・ 要 ○ 不要)
- 電子データ又は紙の提出[完成写真] (○ 要 ・ 不要)

⑪ 完成時の提出図書(1.7.1~2)

下記のことを監督職員に提出する。

原図A1版又はA2版(設計図の第2原図訂正不可)	1部
CADデータ	1式
原図の大型B1(白焼)の2つ折製本	2部
縮小版2つ折製本(A4版)	2部
・ 複写 縮小版A3用焼	部

完成図の種類及び内容

- 案内図・配置図・面積表: 配置図には外構整備、屋外給排水系統図含む(BMの表示)。

- ・ 立面図: 外壁仕上等を表示する。
- ・ 平面図: 室名、耐震壁(防火壁)、避難施設等を表示する。
- ・ 断面図: 階高、天井高等を表示する。
- ・ 仕上表: 屋外、屋内(各階)の仕上表を表示する。
- ・ 構造図: 杭、構造躯体等を表示する。
- その他(設計図に準ずる)
- 原図ケース: 製本図面の背表紙に「施設コード・部局名称」ラベルを貼付ける。

⑫ 施工図及び施工計画書(1.7.2)

提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

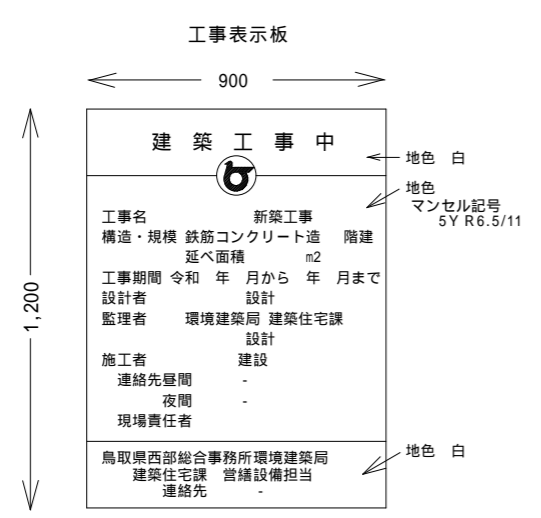
⑬ 設計GL

図示による ()




章	項目	特記事項
① 一般共通事項	① 適用基準等	建築工事標準詳細図(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修(以下「標準詳細図」という。) 建築工事監理指針(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編(平成30年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・ 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・ 建築改修工事監理指針(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
	② 官公庁その他への手続(1.1.3)	工事の施工に伴い必要な官公署、その他への手続き、検査並びにその費用は、本工事請負者の負担とする。
	⑥ 環境への配慮(1.4.1)	化学物質を放散させる建築材料等 1) 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の から を満たすものとする。 合板、木質系フローリング、構造用ハル、集成材、単板積層材、MDF、ハニケルボード、その他の木質建材、UV樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、

工事名称 園芸試験場日南試験地屋外階段改修工事	図面名称 建築工事仕様書(1)	SCALE -	NUMBER A-1/7	一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会 (有)安達建築設計事務所 adachi-archi.	吉田 成年 TEL(0859)33-7808	一級建築士大臣登録 建築士事務所知事登録	第209688号 第06-225号	検図 	設計 	製図
----------------------------	--------------------	------------	-----------------	---	---------------------------	-------------------------	----------------------	--------	--------	--------

① 一般共通事項	⑯ 安全に関する資料 (1.7.3)	下記のものヲA4版ファイルに製本して監督職員に提出する。 ○ 主な主要資材、機器等のメーカー及び施工者一覧表 ・ 機器性能試験成績書及び取扱説明書 ・ 保証書 ・ 官公署届出書類 (保守に必要とするもの) ・ 建築物の保守に関する説明書、指導案内書	③ 土工事	① 埋戻し及び盛土 (3.2.3) (表3.2.1)	材料及び工法 標準仕様書 表3.2.1による種別 ・ A種 適用場所 () ○ B種 適用場所 () ・ C種 適用場所 () 土質 () 受渡場所 () ・ D種 適用場所 () (品質:粗粒分(75μm以下)の含有率(重量百分率)の上限を50%未満とする。) ・ (材料: 工法:)	⑤ 鉄筋工事	⑦ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (溶接金網含む) (5.3.5)	最小かぶり厚さ(目地底よりかぶりを確保する) ・ 構造関係共通事項 表4.1による ・ 柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無 ・ なし ・ 有り 適用箇所 () 主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する。 耐久性上不利な部分(塩害等を受けるおそれのある部分等) 適用箇所 () ・ 最小かぶり厚さに加える暑さ () mm													
	⑰ 火災保険等	工事目的物及び工事材料等工事施工途中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に参加する。 (保険の加入期間は、工事完成引き渡しまで(概ね工期+21日)とする。)		② 建設発生土の処理 (3.2.5)	構外指示の場所に処分(現場説明書の施工条件明示による) ・ 構内指示場所に敷き均し ・ 構内指示場所に堆積		⑧ 各部配筋 (5.3.7)	最小かぶり厚さは下表による。 <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>構造関係共通事項の値に加える寸法(mm)</th> </tr> <tr> <td>・ 柱、梁、壁及び底などの外気に接する面</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>・ 塩害の恐れがある部分</td> <td>・ 20 ・ 30 ・ 図示</td> </tr> </table> 鉄筋相互のあき(機械式継手及び溶接継手を除く) ・ 構造関係共通事項による ・ 構造図による	施工箇所	構造関係共通事項の値に加える寸法(mm)	・ 柱、梁、壁及び底などの外気に接する面	10	・ 塩害の恐れがある部分	・ 20 ・ 30 ・ 図示							
施工箇所	構造関係共通事項の値に加える寸法(mm)																				
・ 柱、梁、壁及び底などの外気に接する面	10																				
・ 塩害の恐れがある部分	・ 20 ・ 30 ・ 図示																				
② 仮設工事	⑱ 環境配慮	鳥取県公共事業環境配慮指針 対象工事 ○ 非対象工事	④ 地業工事	⑤ 砂利地業 (4.6.2、3)	材料 再生クワツヤン G ・ 切込み砂利及び切込み砕石	⑥ コンクリート工事	① コンクリートの種類 (6.2.1)	コンクリートの類別 類(JIS A 5308「レディミクストコンクリート」への適合を認証されたコンクリート) ・ 類(JIS A 5308に適合したコンクリート) 普通コンクリート													
	⑲ 建設リサイクル法	対象工事 ○ 非対象工事		⑥ 厚さ及び使用範囲	<table border="1"> <tr> <th>厚さ</th> <th>使用範囲</th> </tr> <tr> <td>60</td> <td>・ 基礎下 ・ 基礎梁下 ・ 土間コンクリート下 ・ 土に接するスラブ下</td> </tr> <tr> <td>○ 100</td> <td>図示</td> </tr> </table>		厚さ	使用範囲	60	・ 基礎下 ・ 基礎梁下 ・ 土間コンクリート下 ・ 土に接するスラブ下	○ 100	図示	② コンクリートの気乾単位容積質量による種類及び強度等 (6.2.1~4) (6.3.2) (6.10.1、2)	<table border="1"> <tr> <th>設計基準強度(N/mm²)</th> <th>スラブ(cm)</th> <th>気乾単位容積質量(t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>○ 24</td> <td>・ 標準仕様書 表6.2.2による</td> <td>2.3程度</td> <td>構造図による</td> </tr> </table>	設計基準強度(N/mm ²)	スラブ(cm)	気乾単位容積質量(t/m ³)	適用箇所	○ 24	・ 標準仕様書 表6.2.2による	2.3程度
厚さ	使用範囲																				
60	・ 基礎下 ・ 基礎梁下 ・ 土間コンクリート下 ・ 土に接するスラブ下																				
○ 100	図示																				
設計基準強度(N/mm ²)	スラブ(cm)	気乾単位容積質量(t/m ³)	適用箇所																		
○ 24	・ 標準仕様書 表6.2.2による	2.3程度	構造図による																		
⑳ 鳥取県福祉のまちづくり条例	対象工事 ○ 非対象工事		⑤ 鉄筋工事	⑦ 鉄筋 (5.2.1)	表5.2.1 <table border="1"> <tr> <th>規格の名称</th> <th>種類の記号</th> <th>使用箇所</th> <th>呼び径(mm)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">異形鉄筋(鉄筋コンクリート用棒鋼)</td> <td>○ SD295</td> <td>図示</td> <td>D16以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SD345</td> <td></td> <td>D19以上</td> <td></td> </tr> </table>	規格の名称	種類の記号	使用箇所	呼び径(mm)	備考	異形鉄筋(鉄筋コンクリート用棒鋼)	○ SD295	図示	D16以下		SD345		D19以上		③ コンクリートの骨材 (6.3.1)	骨材 A ・ B (コンクリート中のアルカリ総量 Rt = 3.0kg / m ³ 以下)
規格の名称	種類の記号	使用箇所		呼び径(mm)	備考																
異形鉄筋(鉄筋コンクリート用棒鋼)	○ SD295	図示	D16以下																		
	SD345		D19以上																		
㉑ 景観形成条例	対象工事 ○ 非対象工事		⑥ 鉄筋工事	⑧ 圧接完了後の試験 (5.4.10)	超音波探傷試験 試験方法は標準仕様書 5.4.10(1)(a)による。 ・ 引張試験 試験方法は標準仕様書 5.4.10(1)(b)による。	④ 骨材 (6.3.1)	骨材 A ・ B (コンクリート中のアルカリ総量 Rt = 3.0kg / m ³ 以下)														
㉒ 省エネ法	対象工事 ○ 非対象工事			⑨ 鉄筋の継手 (5.3.4) (5.5.2、3) (5.6.3)	継手の工法 <table border="1"> <tr> <th>部位</th> <th></th> </tr> <tr> <td>・ 柱、梁の主筋</td> <td>ガス圧接 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 ・ 重ね継手</td> </tr> <tr> <td>・ 床、壁の鉄筋</td> <td>重ね継手 ・</td> </tr> <tr> <td>○ その他の鉄筋(図示)</td> <td>○ 重ね継手 ・</td> </tr> </table>	部位		・ 柱、梁の主筋	ガス圧接 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 ・ 重ね継手	・ 床、壁の鉄筋	重ね継手 ・	○ その他の鉄筋(図示)	○ 重ね継手 ・	⑤ 混和材料 (6.3.1)	混和材料 (6.3.1) ・ 混和剤(JIS A 6204に適合するAE剤、AE減水剤又は高性能AE減水剤とし、化学混和剤の塩化物量に付量による区分は 種とする。また、防錆剤を併用する場合は、JIS A 6205による防錆剤とする) ・ 混和材(JIS A 6201に適合するフライッシュの 種、 種若しくは 種、JIS A 6206による高炉スラグ微粉末、JIS A 6207によるシリカフェム又はJIS A 6202による膨張材とする)						
部位																					
・ 柱、梁の主筋	ガス圧接 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 ・ 重ね継手																				
・ 床、壁の鉄筋	重ね継手 ・																				
○ その他の鉄筋(図示)	○ 重ね継手 ・																				
① 監督職員事務所等 (2.3.1)	設ける m ² 程度 ○ 設けない 現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示事項による。		⑦ 鉄筋工事	⑩ 鉄筋の継手長さ (5.3.4)	鉄筋の継手位置 ・ 構造関係共通事項による ・ 構造図による 鉄筋の継手長さ 柱及び梁の主筋 40dと標準仕様書 表5.3.2の重ね継手長さのうち、大きい値とする。 ・ 標準仕様書 表5.3.2の重ね継手長さ 耐力壁の鉄筋 40dと標準仕様書 表5.3.2の重ね継手長さのうち、大きい値とする。 ・ 標準仕様書 表5.3.2の重ね継手長さ 上記以外の鉄筋 標準仕様書 表5.3.2の重ね継手長さ	⑥ 打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継目地 (6.6.4) (6.8.1)	打継ぎの位置 標準仕様書 6.6.4(1)による ・ 構造図による 目地寸法 標準仕様書 9.7.3(1)による ・ 図示による ひび割れ誘発目地の位置・形状・寸法 図示による														
② 表示板	<div style="text-align: center;">  <p>工事表示板 900</p> <p>1,200</p> <p>建築工事中</p> <p>工事名 新築工事 構造・規模 鉄筋コンクリート造 階建 延べ面積 m² 工事期間 令和 年 月 から 年 月 まで 設計者 設計 監理者 環境建築局 建築住宅課 施工者 建設 連絡先 昼間 夜間 現場責任者</p> <p>鳥取県西部総合事務所環境建築局 建築住宅課 管轄設備担当 連絡先</p> </div> <p>記入要領 1. 書体は角ゴシックとする。 2. お願い表示板は平易な表現及び内容とし、監督職員が指示するものとする。</p>			⑪ 鉄筋の定着長さ (5.3.4)	柱に取り付ける梁の引張り鉄筋 40dと標準仕様書 表5.3.4の定着長さのうち、大きい値とする。 ・ 標準仕様書 表5.3.4の定着長さ 上記以外の鉄筋 構造関係共通事項による																
④ 工事用水	構内既存の施設 利用できない ・ 利用できる (有償 ・ 無償)																				
⑤ 工事用電力	構内既存の施設 利用できない ・ 利用できる (有償 ・ 無償)																				
⑥ 工事用仮設物	構内既存の施設 ・ 利用できない ・ 利用できる																				

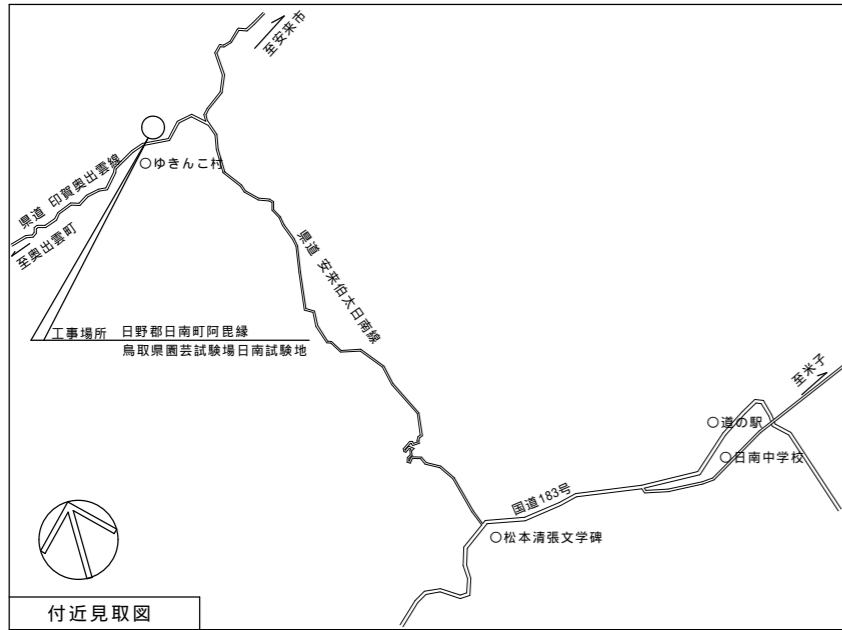


工事名称	図面名称	SCALE	NUMBER	 一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会会員 (有) 安達建築設計事務所 鳥取県米子市道笑町2丁目172 TEL(0859)33-7808	検図	設計	製図
園芸試験場日南試験地屋外階段改修工事	建築工事仕様書(2)	R8.3	A-2/7		吉田 成年	一級建築士大臣登録 第209688号	第06-225号

⑥ コンクリート工事	⑧ コンクリートの仕上り (6.2.5)	合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ 表6.2.4	②① ユニット及びその他の工事	⑤ 手すり (20.2.6)	材料の種類及び仕上げ <input checked="" type="checkbox"/> SUS304 (表面処理 HL程度) ・ 鋼製 表面処理 溶融亜鉛めっき (標準仕様書14.2.2による種別 (・ 種)) ・ アルミウム 表面処理 種別 () 種 () 色合等 ・ 標準色 () ・ 特注色 () 手すりの握り部分																							
	⑩ 型枠 (6.8.2)	せき板の材料及び厚さ <input checked="" type="checkbox"/> 合板 (12mm) G (但し、グリーン購入法基本方針における「合板型枠」の備考3の表示にある合板型枠を用いる場合に限る) コンクリート及びグラウト打設時の充填性の確認のため、型枠の一部に透明型枠等を使用する場合は強度、変形等について、事前に監督職員と協議する。 メッシュ型枠 (使用部位 構造図による) ・ 床型枠用鋼製デッキプレート (施工範囲 構造図による) スリブの材種・規格等 構造図による 断熱材兼用型枠 ・ 使用する 25mm 以下かつ熱抵抗値1mh / kCal 以上 ・ 使用しない			<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>仕上げ</th> <th>直径 (mm)</th> <th>取付場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 集成材 (材種 :)</td> <td>・ クリアッカー</td> <td>・ 35程度 ・ 46程度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> SUS304</td> <td></td> <td>34mm</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ビニル製</td> <td></td> <td>・ 35程度 ・ 46程度</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	材種	仕上げ	直径 (mm)	取付場所	備考	・ 集成材 (材種 :)	・ クリアッカー	・ 35程度 ・ 46程度			<input checked="" type="checkbox"/> SUS304		34mm	図示		・ ビニル製		・ 35程度 ・ 46程度					
材種	仕上げ	直径 (mm)	取付場所	備考																								
・ 集成材 (材種 :)	・ クリアッカー	・ 35程度 ・ 46程度																										
<input checked="" type="checkbox"/> SUS304		34mm	図示																									
・ ビニル製		・ 35程度 ・ 46程度																										
	⑪ コンクリートの試験 (6.9.1-5)	コンクリートの単位水量測定 <input checked="" type="checkbox"/> 行わない ・ 行う 実施要領 構造関係共通事項による																										

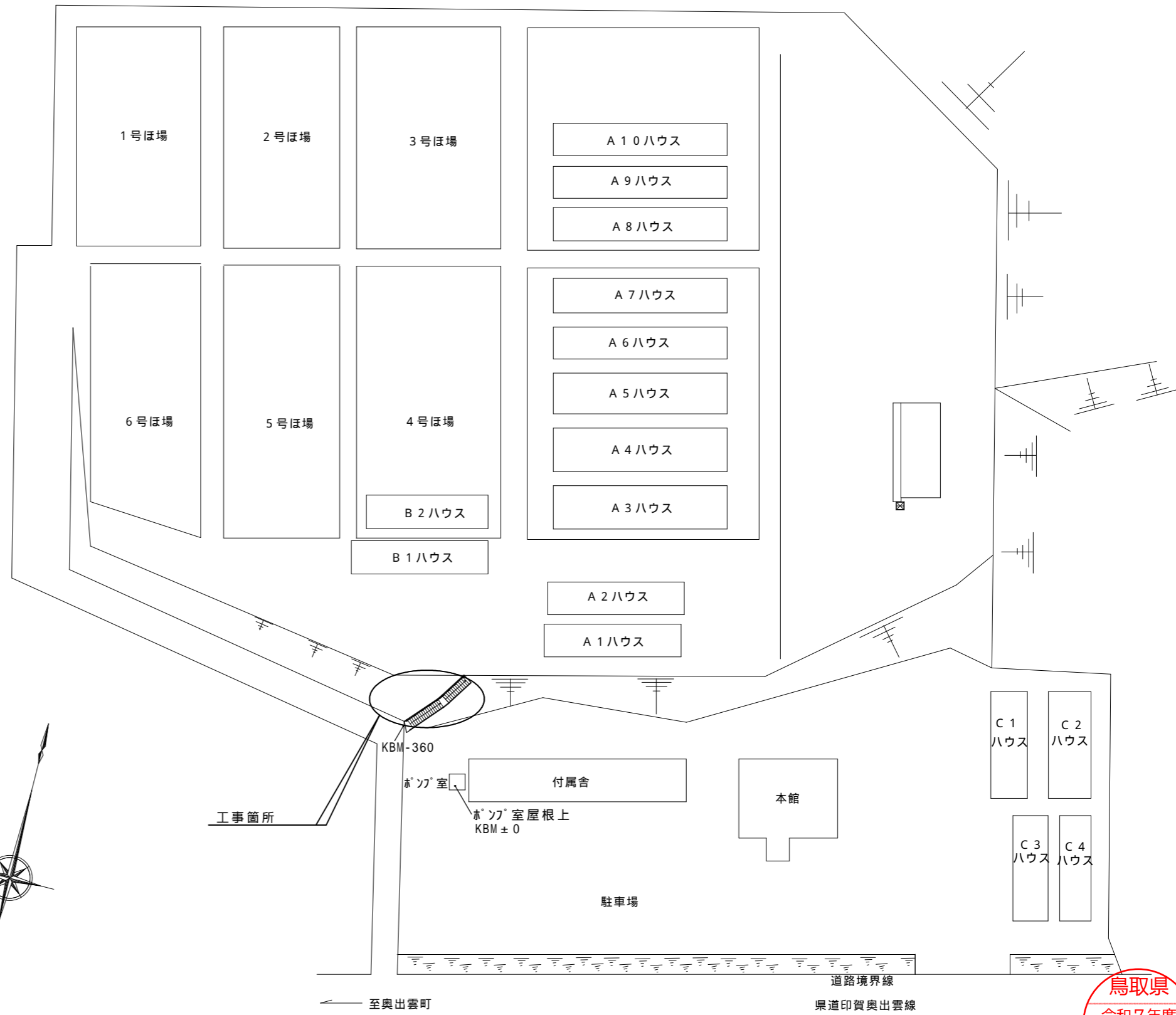


工事名称 園芸試験場日南試験地屋外階段改修工事	図面名称 建築工事仕様書(3)	SCALE -	NUMBER A-3/7	一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会会員 (有) 安達建築設計事務所 adachi-archi. 鳥取県米子市道笑町2丁目172 TEL(0859)33-7808	吉田 成年	一級建築士大臣登録 第209688号	検図 	設計 	製図
日付 R8.3					建築士事務所知事登録 第06-225号				



付近見取図

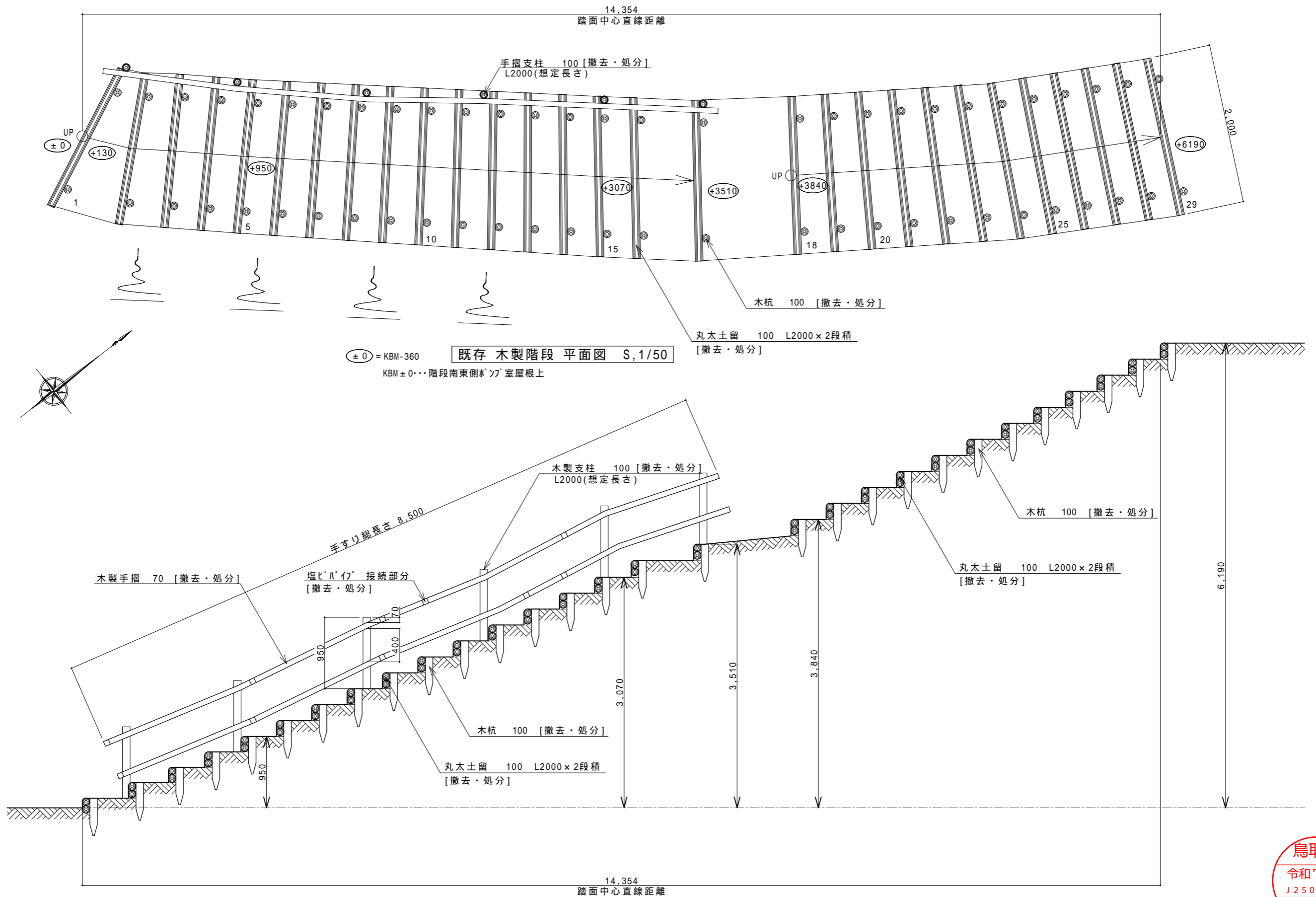
工事概要	
工事場所	鳥取県日野郡日南町阿毘縁
工事内容	日南試験地内において、屋外階段(既存木製)を撤去し、鉄筋コンクリート製の階段を新設する



全体配置図 S,NON



工事名称 園芸試験場日南試験地屋外階段改修工事	図面名称 付近見取図 全体配置図 工事概要	SCALE	NUMBER	一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会会員 (有) 安達建築設計事務所 adachi-archi.	吉田 成年 鳥取県米子市道笑町2丁目172 TEL(0859)33-7808	一級建築士大臣登録 第209688号 建築士事務所知事登録 第06-225号	検図 	設計 	製図
	日付	R8.3	NON						



既存木製階段 平面図 S, 1/50
 ±0 = KBM-360
 KBM±0...階段南東側木造室屋根上

既存木製階段 断面図 S, 1/50



工事名称
園芸試験場日南試験地屋外階段改修工事

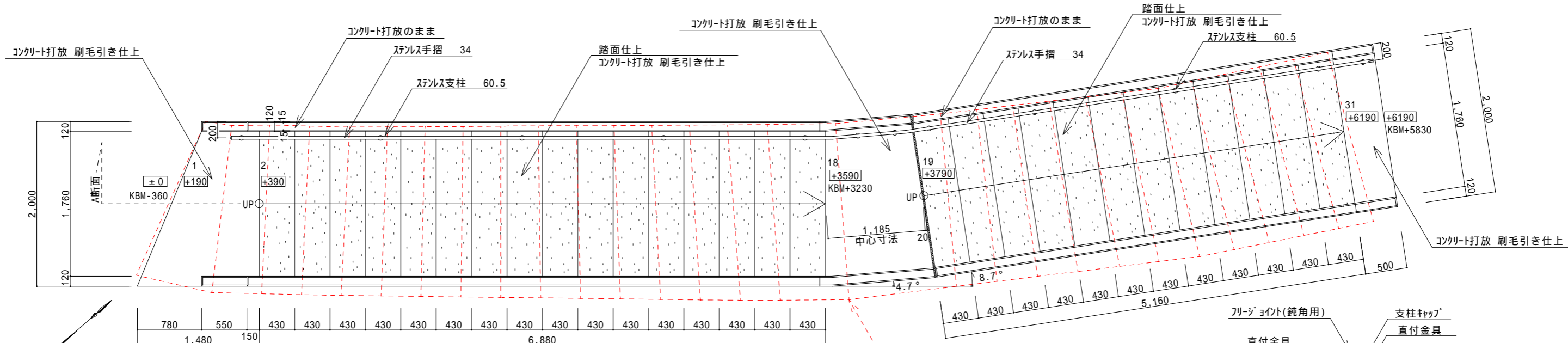
図面名称
既存木製階段 平面図 断面図
日付 R8.3

SCALE 1/50
NUMBER A-5/7

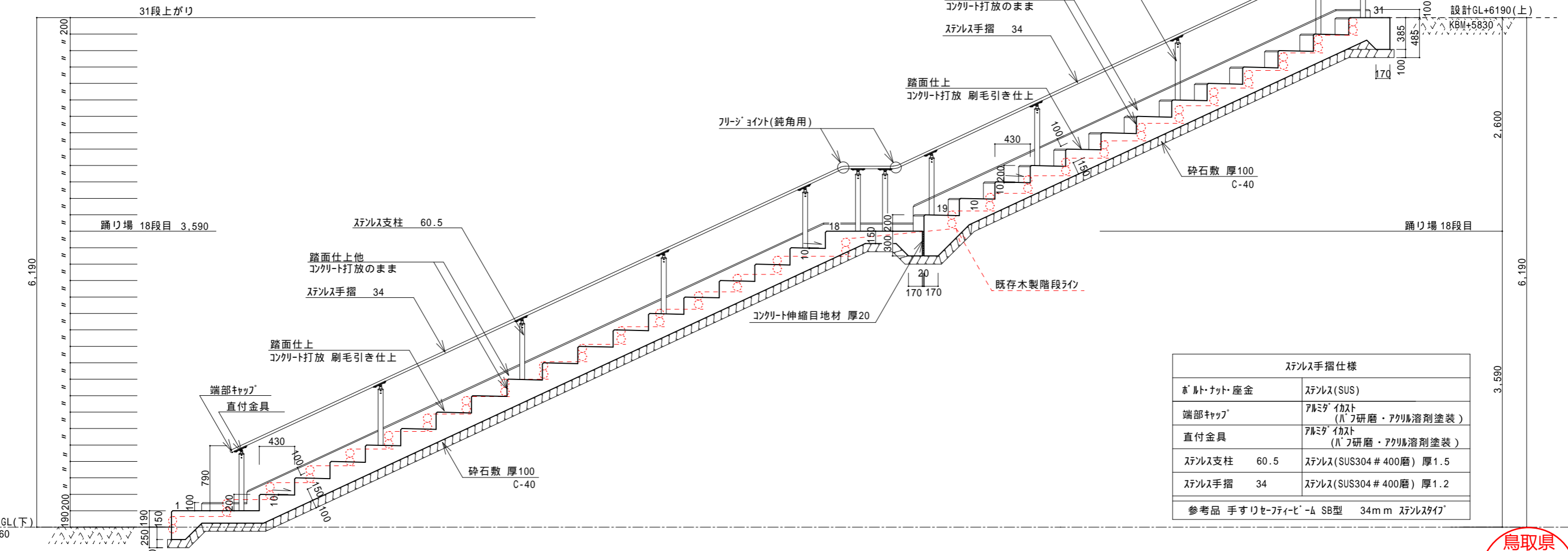
一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会 会員
(有) 安達建築設計事務所
 adachi-archi. 鳥取県米子市道笑町2丁目172
 吉田 成年 TEL(0859)33-7808

一級建築士大臣登録 第209688号
 建築士事務所知事登録 第06-225号

検図 設計 製図



設計GL: ±0 = KBM-360
KBM±0 = ホンノ室屋根上
コンクリート製階段 平面図 S, 1/50

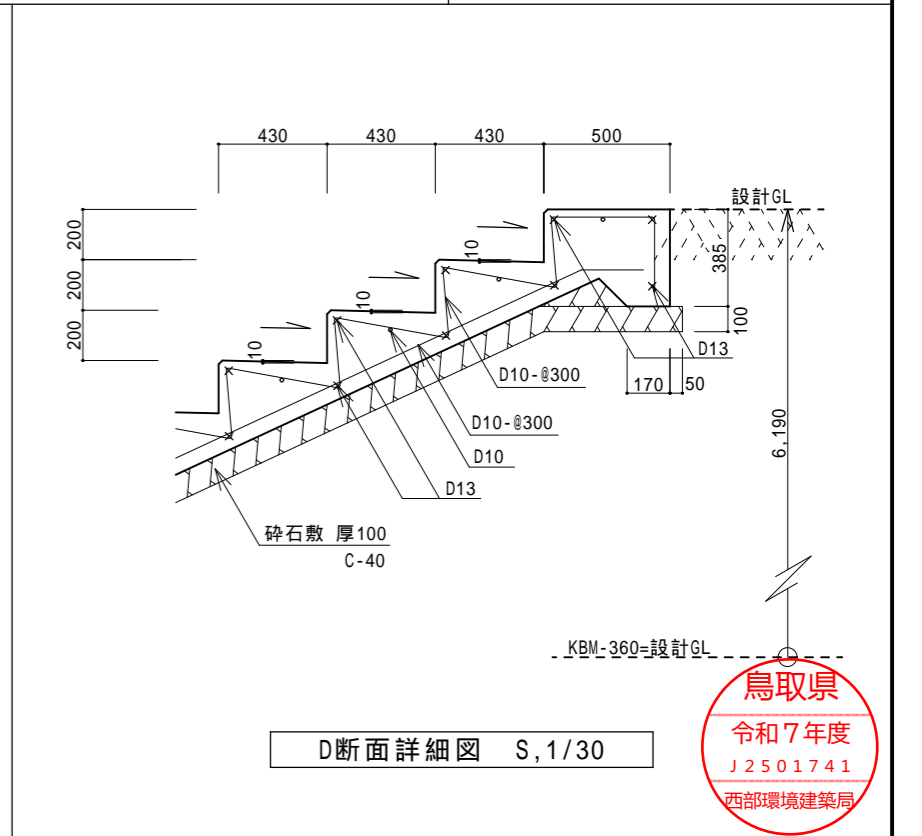
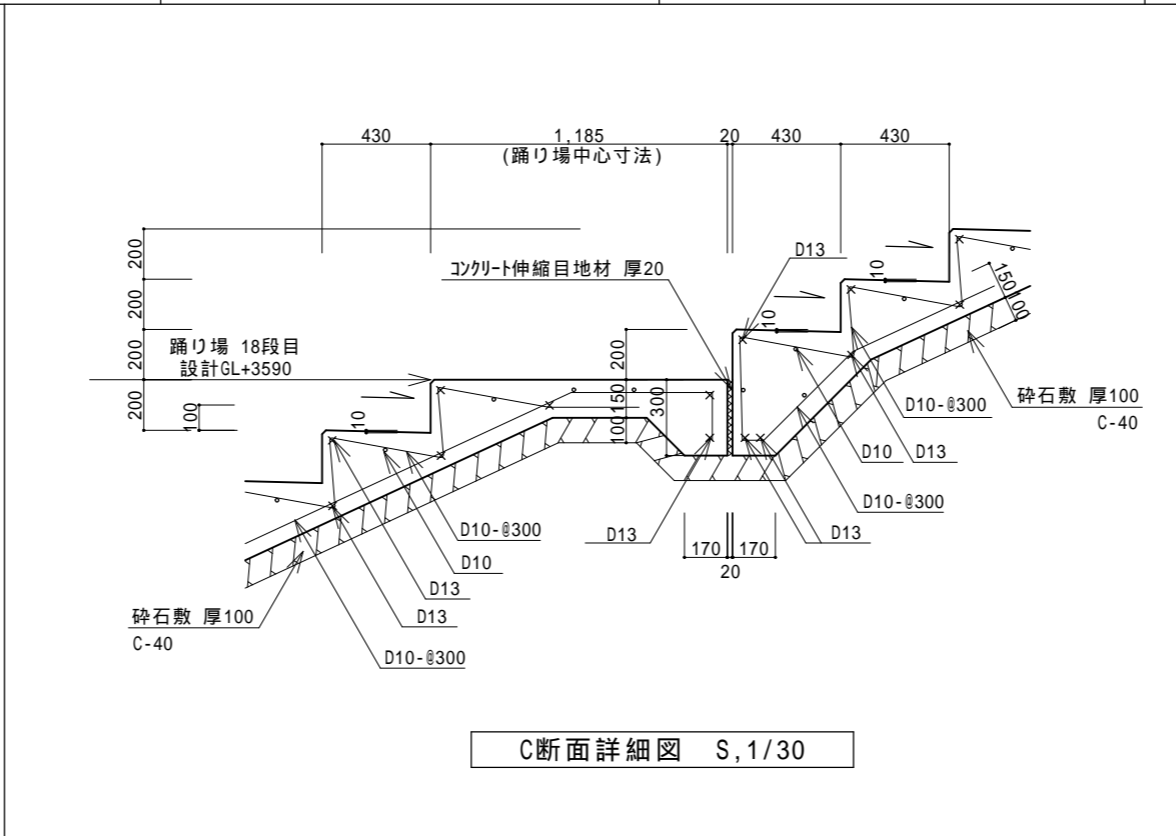
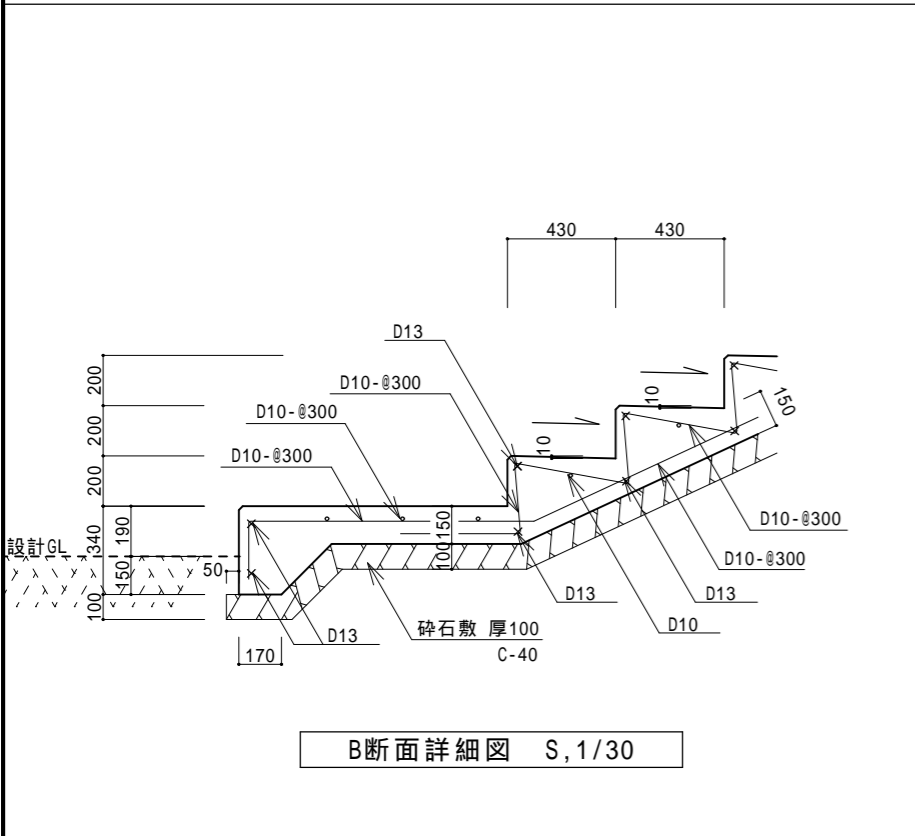
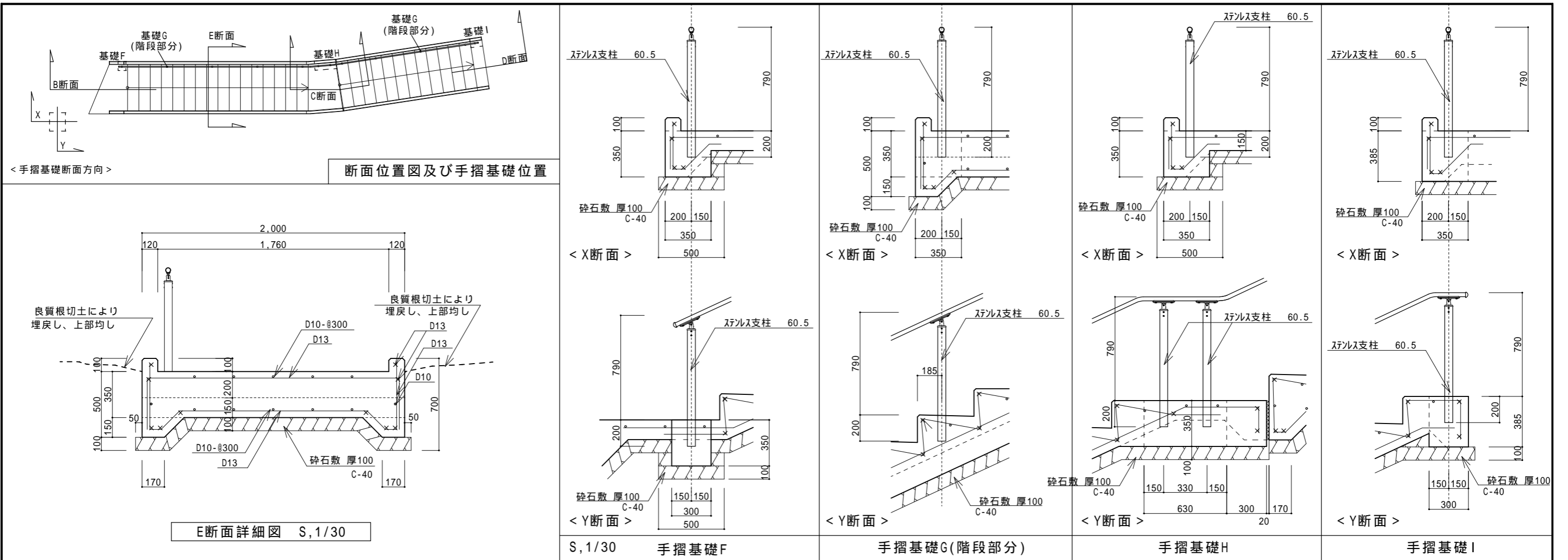


コンクリート製階段 断面図 S, 1/50
A部分(中心部分) 設計GL = KBM-360
KBM±0 = ホンノ室屋根上

ステンレス手摺仕様	
ボルト・ナット・座金	ステンレス(SUS)
端部キャップ	アルミダイカスト (ハブ研磨・アクリル溶剤塗装)
直付金具	アルミダイカスト (ハブ研磨・アクリル溶剤塗装)
ステンレス支柱 60.5	ステンレス(SUS304 # 400磨) 厚1.5
ステンレス手摺 34	ステンレス(SUS304 # 400磨) 厚1.2
参考品	手すりレセプティブーM SB型 34mm ステンスタイプ



工事名称 園芸試験場日南試験地屋外階段改修工事	図面名称 コンクリート製階段 平面図 断面図	SCALE	NUMBER	一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会 (有) 安達建築設計事務所 adachi-archi.	吉田 成年 一級建築士大臣登録 第209688号 建築士事務所知事登録 第06-225号	検図 	設計 	製図
	日付 R8.3	SCALE 1/50	NUMBER A-6/7					



工事名称 園芸試験場日南試験地屋外階段改修工事	図面名称 コンクリート製階段 断面詳細図 日付 R8.3	SCALE 1/30	NUMBER A-7/7	一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会 会員 (有) 安達建築設計事務所 adachi-archi. 鳥取県米子市道笑町2丁目172	吉田 成年 TEL(0859)33-7808	一級建築士大臣登録 第209688号 建築士事務所知事登録 第06-225号	検図 	設計 	製図
----------------------------	---------------------------------------	---------------	-----------------	---	---------------------------	---	--------	--------	--------

鳥取県
令和7年度
J2501741
西部環境建築局

令和7年度

賀祥ダム管理棟・副ゲート室改修工事

図面名		SCALE
A-1/10	建築改修工事特記仕様書(1)	NO SCALE
A-2/10	建築改修工事特記仕様書(2)	NO SCALE
A-3/10	附近見取図 工事概要 配置図	1/700
A-4/10	[管理棟] 平面図	1/60
A-5/10	[管理棟] 立面図	1/100
A-6/10	[管理棟] 建具表	1/100
A-7/10	[副ゲート室] 平面図 立面図 屋根伏図	1/15 1/100
A-8/10	[副ゲート室] 仮設計画図	1/100
A-9/10	参考図	NO SCALE
A-10/10	参考図	NO SCALE



工事名称 賀祥ダム管理棟・副ゲート室改修工事	図面名称	SCALE	NUMBER	一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会会員 (有) 安達建築設計事務所 adachi-archi. 鳥取県米子市道笑町2丁目172	吉田 成年 TEL(0859)33-7808	一級建築士大臣登録 第209688号 建築士事務所知事登録 第06-225号	検図	設計	製図
	日付								

建築改修工事仕様書

1. 工事概要

- 1. 工事場所 西伯郡南部町下中谷
- 2. 敷地面積 m²
- 3. 地域地区 都市計画地域(内(外)) 市街化調整区域(内(外))
用途地域() 防火地域()
- 4. 建物概要

番号	名称	工事種別	構造	階数	建築面積(m ²)	延べ面積(m ²)
1	管理棟	改修	RC造	2	—	311.08
2	副ゲート室	改修	RC造	1	—	19.65

2. 建築改修工事仕様

- 1. 共通仕様
 - (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版」(以下、「改修標準仕様書」という。)による。ただし、改修標準仕様書に規定目以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版」(以下、「標準仕様書」という。)による。
 - (2) 請負者は、建築基準法に基づき完了検査(中間検査含む)の検査には、特定行政庁(建築主事等)が求める検査に必要な資料等(報告書等)を用意する。
 - (3) 電気及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
- 2. 特記仕様
 - (1) 項目は番号に印のついたものを適用する。
 - (2) 特記事項は○印のついたものを適用する。
○印のつかない場合は、印のついたものを適用する。
○印と○印のついた場合は共に適用する。
 - (3) 項目に記載[]の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
()の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
 - (4) ㊦印は、「国等による環境物品等の調達に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)の特定調達品目を示す。判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和4年2月25日変更閣議決定)」(環境省のホームページがダウンロード可能)による。
 - (5) 関係法令(条例を含む)の改正等により、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議を行うものとする。
 - (6) 材料及び製造所等の記載は順不同である。

① 一般共通事項

⑤ 発生材の処理等
[1.3.12]

⑥ 環境への配慮
[1.4.1]

⑦ 材料の品質等
[1.4.2]

・ せっこうボードの処理
・ 石膏含有せっこうボード 改修特記仕様書第9章による
・ ひ素・カドミウム含有せっこうボード
・ 製造業者に回収委託
・ 埋立処分(管理型最終処分場)
処分施設の名称・所在地()
・ 石膏含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード
・ 再資源化(再資源化施設) ・ 最終処分(管理型最終処分場)
処分施設の名称・所在地()

化学物質を放散させる建築材料等
1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の から を満たすものとする。
合板、木質系フローリング、構造用合板、集成材、単板積層材、MDF、PVCボード、その他の木質建材、ウレタン樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上げ塗料は、揮発性有機化合物を発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「揮発性有機化合物の放散量」の区分に応じた材料を使用する。
接着剤及び塗料に揮発性有機化合物及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。
の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、揮発性有機化合物を発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。
また、設計図書に規定する「揮発性有機化合物の放散量」は、次のとおりとする。
2) 揮発性有機化合物の放散量の区分において、規制対象外とは次の 又は に該当する材料を指す。
建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第一種、第二種及び第三種揮発性有機化合物発散建築材料以外の材料
3) 揮発性有機化合物の放散量の区分において、第三種とは次の 又は に該当する材料を指す。
建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
建築基準法施行令第20条の第7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項(資材(材料及び機械を含む)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易性及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。)に留意する

材料・機械等の品質及び性能
1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
4) 本工事に使用する材料のうち、5)に指定する材料の製造業者等は、次の - の事項を満たすものとし、その証明となる資料(外部機関が発行する証明書の写し)を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
品質及び性能に関する試験データが整備されている。
生産施設及び品質の管理が適切に行われている。
安定的な供給が可能である。
法令等で定める許可、認定又は免許を取得している。
製造又は施工の実績があり、その信頼性がある。
販売、保守等の営業体制が整えられている。

5) 製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型特用鋼製デッキプレート	現場発泡断熱材
鉄骨柱下無収縮モルタル	フリーアクセスフロア
無収縮グラウト材	可動間仕切
乾式保護材	移動間仕切
既調合モルタル	トイレブース
ルーフトレン	煙突用成形ライニング材
吸水調整材	天井点検口
錠前類	床点検口
クローザ類	グレーチング
自動扉機構	屋上緑化システム
自閉式上吊り引戸機構	トップライト
重量シャッター	ポリマーセメントモルタル
軽量シャッター	既調合目地材
オーバーヘッドドア	鋼鉄製ふた
防水剤	

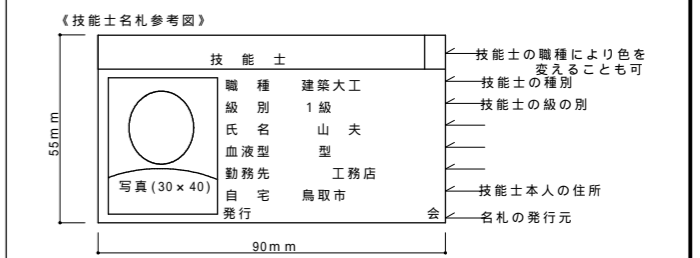
① 一般共通事項

① 技能士
[1.7.2]

⑬ 完成写真

下表により適用する技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能士に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う
(技能士：職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者)
また、その技能士はその者が技能士であることがわかる名札(下図参考)を常時着用する

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
防水改修工事	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・ 樹脂接着剤注入工事作業
	左官	○ 左官作業
建具改修工事	タイル張り	・ タイル張り作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
内装改修工事	自動ドア施工	・ 自動ドア施工作業
	建具製作	・ 木製建具加工作業
	ガラス用フィルム施工	・ 建築フィルム作業
建築大工	建築大工	・ 大工工事作業
	建築板金	・ 内外装板金作業
	内装仕上施工	・ 鋼製下地工事作業 ・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業(2級及びプラスチック系仕上げ工事作業を含む) ・ ボード仕上げ工事作業
	表装	・ 壁装作業
	左官	・ 左官作業
塗装改修工事	タイル張り	・ タイル張り作業
	塗装	・ 建築塗装作業
耐震改修工事	とび	・ とび作業
	鉄筋施工	・ 鉄筋組立作業
	型枠施工	・ 型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
環境配慮改修工事	鉄工	・ 構造物鉄工作業
	配管	・ 建築配管作業
	路面表示施工	・ 消解ペイントマーカール工事作業 ・ 加熱ペイントマシンマーカール工事作業
造園	・ 造園工事作業	



下記のもの監督職員に提出する。

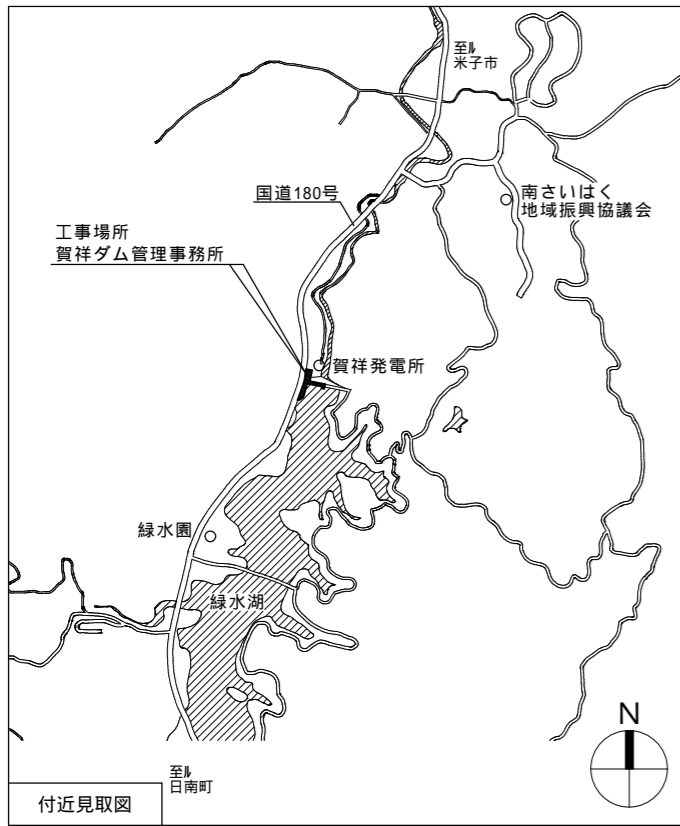
区分	分類・規格	撮影箇所	部数	備考
工事記録写真	カラーサービス判	各工種の工程毎	1部	
		完成写真	カラーサービス判	・ 内部 箇所 2部 ・ 外部 箇所 2部
パネル	カラーキャビネ判	・ 内部 箇所 部 ・ 外部 箇所 部		
		・ 四ヶ切 箇所 2部 ・ 半切 箇所 ・ 全紙 箇所		

- 電子データ又はネガの提出[工事記録写真] (○ 要 ・ 不要)
- 電子データ又はネガの提出[完成写真] (○ 要 ・ 不要)



章	項目	特記事項
① 一般共通事項	① 適用基準等	○ 建築工事標準詳細図(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修(以下「標準詳細図」という) ○ 建築改修工事監理指針(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ○ 工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編(平成30年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・ 建築物解体工事標準仕様書(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ○ 建築工事監理指針(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
	② 官公庁その他への手続 [1.1.3]	工事の施工に伴い必要な官公署、その他への手続、検査並びにその費用は、本工事請負者の負担とする。
	③ 発生材の処理等 [1.3.12]	・ 引渡しを要するもの() ・ 特別管理産業廃棄物() 処理方法() ・ 現場において再利用を図るもの() ・ 再生資源化を図るもの ・ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材 ・ PCB含有シーリング材の調査・処理 ・ 第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所 図示 採取箇所数 計 箇所 ・ 第二次判定 専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 分析箇所 計 箇所 ・ 除去処理工事 除去範囲 図示

工事名称 賀祥ダム管理棟・副ゲート室改修工事	図面名称 建築改修工事特記仕様書(1)	SCALE NO SCALE	NUMBER A-1/10	一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会 (有)安達建築設計事務所 adachi-archi.	吉田 成年 鳥取県米子市道笑町2丁目172 TEL(0859)33-7808	一級建築士大臣登録 建築士事務所知事登録 第209688号 第06-225号	検図 	設計 	製図
---------------------------	------------------------	-------------------	------------------	---	--	---	--------	--------	--------

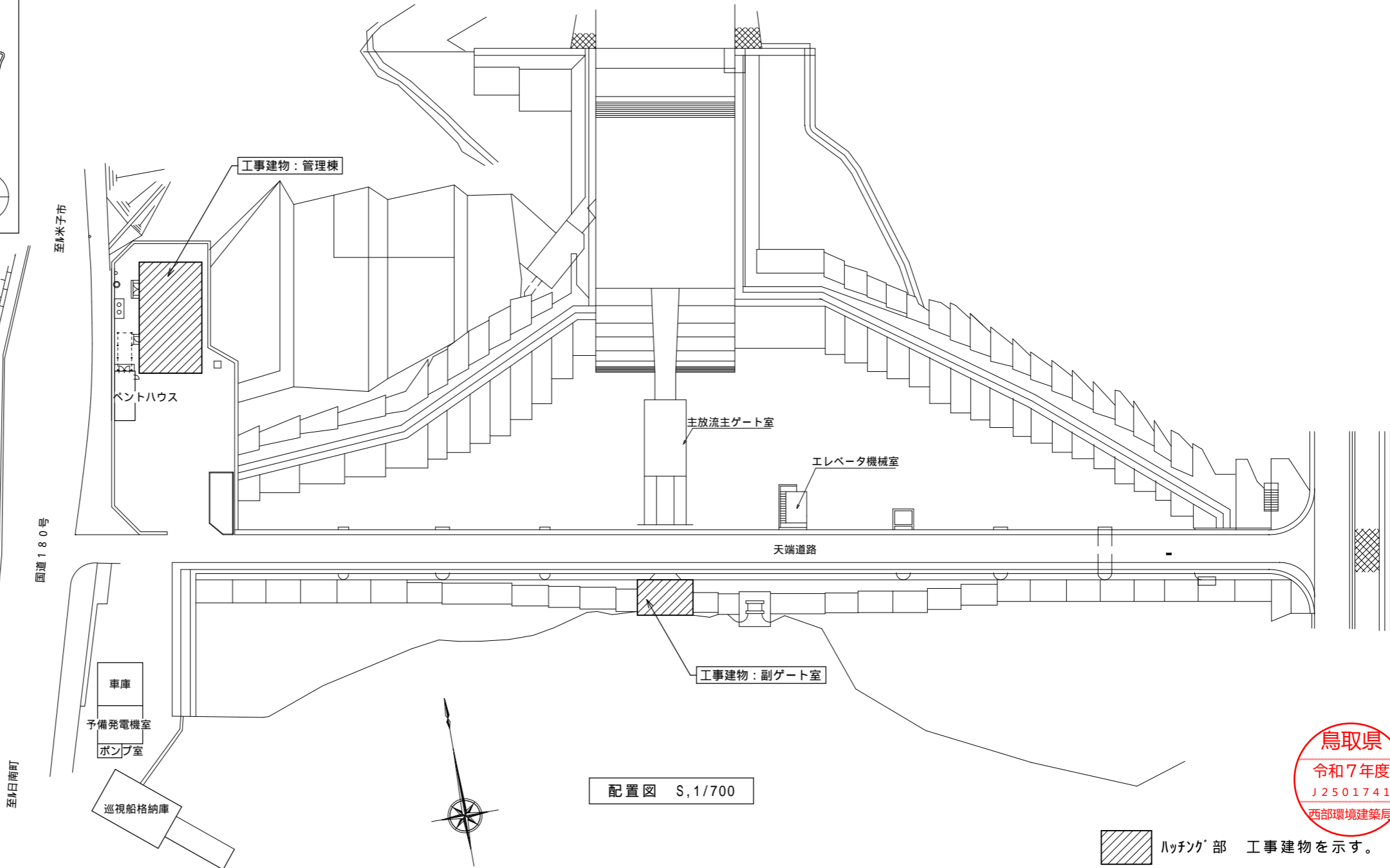


【建物概要】

工事場所	西伯郡南部町下中谷	
敷地面積	— m ²	
建物名称	管理棟	副ゲート室
構造・階数	R C造2階建て	R C造平屋建て
延べ面積	311.08m ²	19.65m ²

【工事概要】

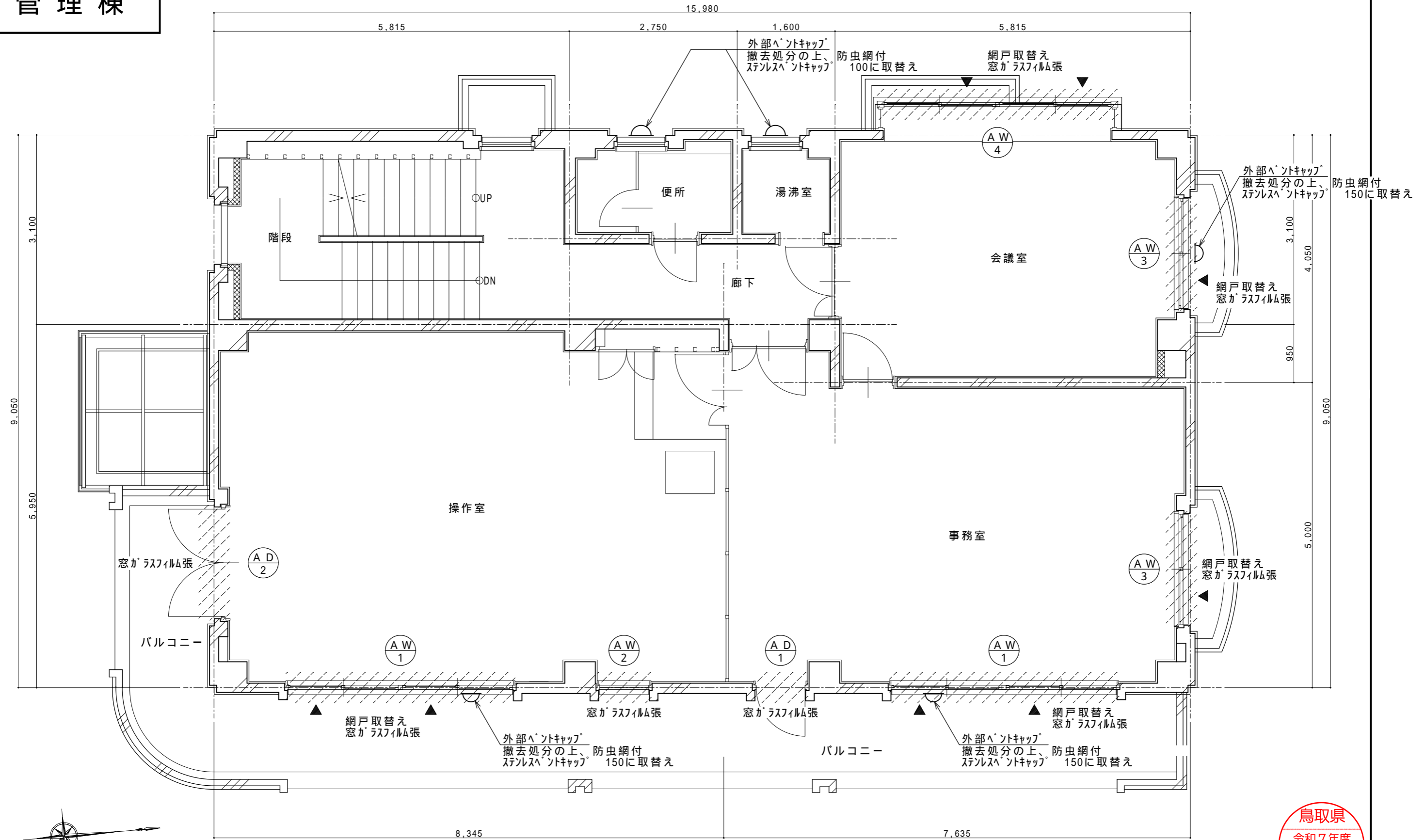
賀祥ダム管理棟
操作室、会議室及び、事務室の各窓における網戸取替え(引違窓外側サッシに取付)
操作室、会議室、事務室の各窓及び外部出入口戸の硝子部にガラスフィルム張
2階 既存ペントキャップを網付に取替え
副ゲート室
既存屋根防水モルタル全面やり撤去の上、新規防水モルタル塗り



ハッチング部 工事建物を示す。

工事名称 賀祥ダム管理棟・副ゲート室改修工事	図面名称 附近見取図 工事概要 配置図	SCALE	NUMBER	一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会会員 (有) 安達建築設計事務所 鳥取県米子市道笑町2丁目172	吉田 成年 TEL(0859)33-7808	一級建築士大臣登録 第209688号 建築士事務所知事登録 第06-225号	検図 	設計 	製図
	日付	R8.3	1/700						

管理棟



2階平面図 S, 1/60

▲・・・網戸取付位置を示す。



工事名称 賀祥ダム管理棟・副ゲート室改修工事	図面名称 管理棟 2階平面図	SCALE 1/60	NUMBER A-4/10	一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会 (有) 安達建築設計事務所 adachi-archi. 鳥取県米子市道笑町2丁目172	検図 	設計 	製図
	日付 R8.3	吉田 成年 一級建築士大臣登録 第209688号 建築士事務所知事登録 第06-225号					

管理棟

既存ベントキャップ 100撤去の上、
ステンレスベントキャップ 100 防虫網(10メッシュ)付に取替え

P.H.ラハット高

屋上ラハット高

2,300
5,200
11,700
9,400
3,800
1FL
400

既存ベントキャップ 150撤去の上、
ステンレスベントキャップ 150 防虫網(10メッシュ)付に取替え

AW 3

AW 3

西面立面図 S,1/100



・・・ガラスフィルム施工 [ガラスフィルム参考: sangetsu/シャド'-40]
遮熱フィルム(ステーク系)貼 総厚83μm 基材厚50μm
遮蔽係数0.81 可視光線透過率43% 室内側施工
可視光線透過率については、施工にあたり施設管理者の確認を得て再決定する。

既存ベントキャップ 150撤去の上、
ステンレスベントキャップ 150 防虫網(10メッシュ)付に取替え

既存ベントキャップ 150撤去の上、
ステンレスベントキャップ 150 防虫網(10メッシュ)付に取替え

AW 1

AW 2

AD 1

AW 1

北面立面図 S,1/100

AD 2

東面立面図 S,1/100

▼・・・網戸取付位置を示す。

南面立面図 S,1/100

鳥取県
令和7年度
J2501741
西部環境建築局

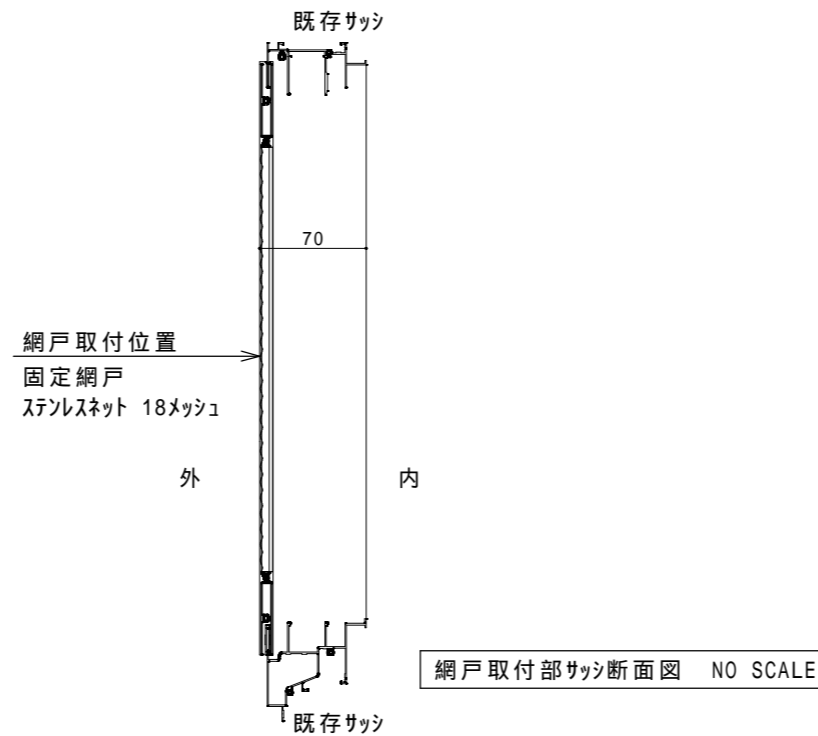
工事名称 賀祥ダム管理棟・副ゲート室改修工事	図面名称 管理棟 立面図	SCALE R8.3	NUMBER 1/100	(有) 安達建築設計事務所 adachi-archi.	一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会会員 吉田 成年 一級建築士大臣登録 第209688号 建築士事務所知事登録 第06-225号 TEL(0859)33-7808	検図 	設計 	製図
	日付 R8.3	A-5/10	鳥取県米子市道笑町2丁目172					

管理棟

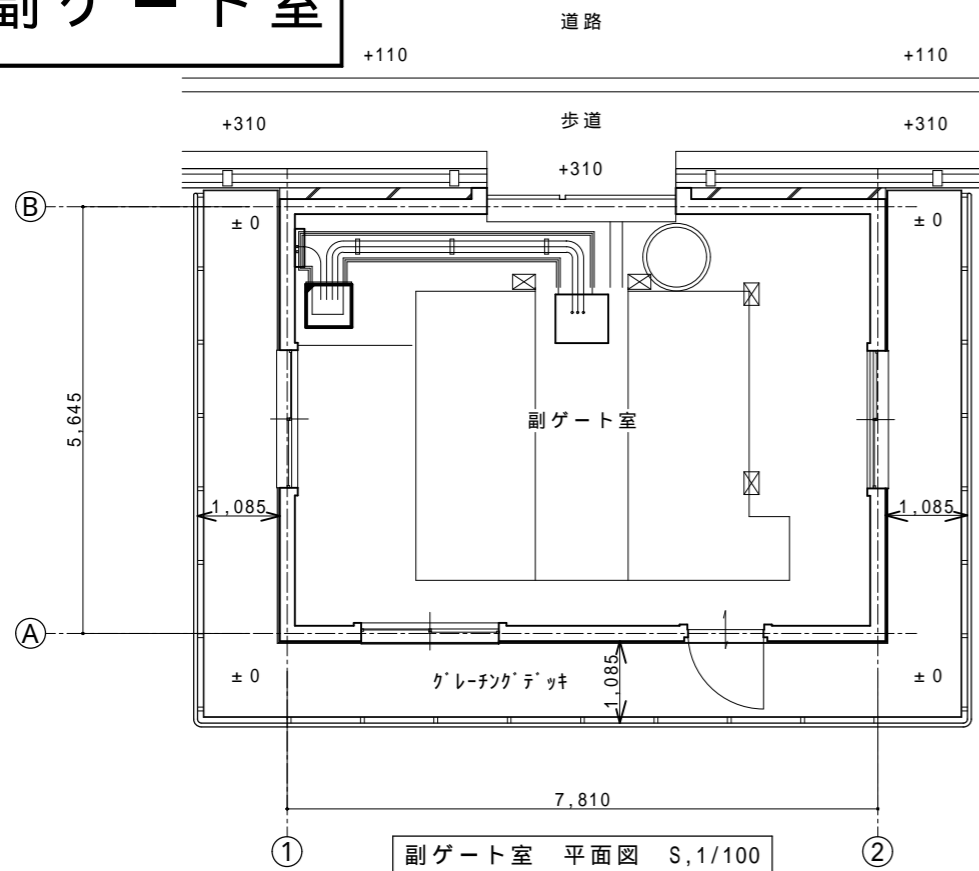
建具表 S,1/100

記号	種類	(AW) 1	アルミ連窓引違い窓	(AW) 2	アルミFIX窓	(AW) 3	アルミ引違い窓	(AW) 4	アルミ連窓引違い出窓	(AD) 1	アルミフラッシュ片引戸+欄間FIX
姿図	寸法										
数量	2	操作室 1/事務室 1		1	操作室 1		2	会議室 1/事務室 1		1	事務室 1
材質	アルミカラー		アルミカラー		アルミカラー		アルミカラー		アルミカラー		
ガラス	複層 透明3mm+3mm		複層 透明3mm+3mm		複層 透明3mm+3mm		複層 透明3mm+3mm		複層 透明3mm+3mm		
備考	見込 70 網戸		見込 70		見込 70 網戸		見込 70 網戸		見込 70		
工内	既存網戸撤去、固定網戸新設 ガラスフィルム張		ガラスフィルム張		既存網戸撤去、固定網戸新設 ガラスフィルム張		既存網戸撤去、固定網戸新設 ガラスフィルム張		ガラスフィルム張		

記号	種類	(AD) 2	アルミフラッシュ両開戸+欄間排煙窓
姿図	寸法		
数量	1	操作室 1	
材質	アルミカラー		
ガラス	複層 型板4mm+ト-メイ3mm		
備考	見込 70		
工内	ガラスフィルム張		

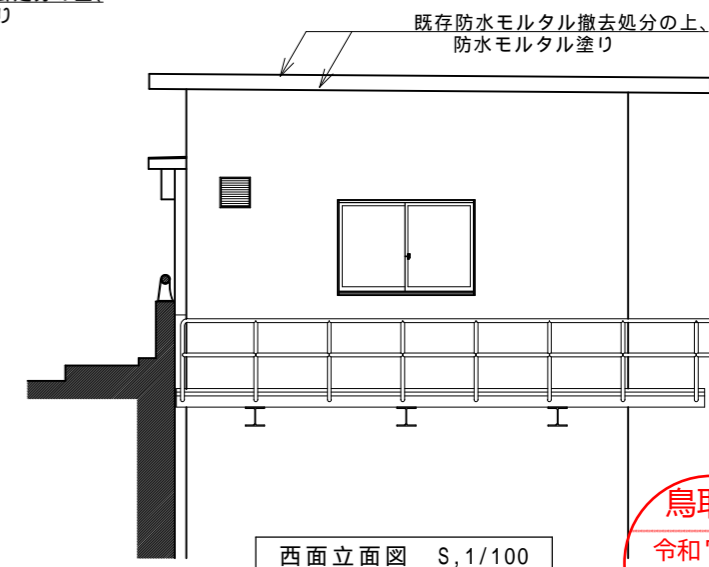
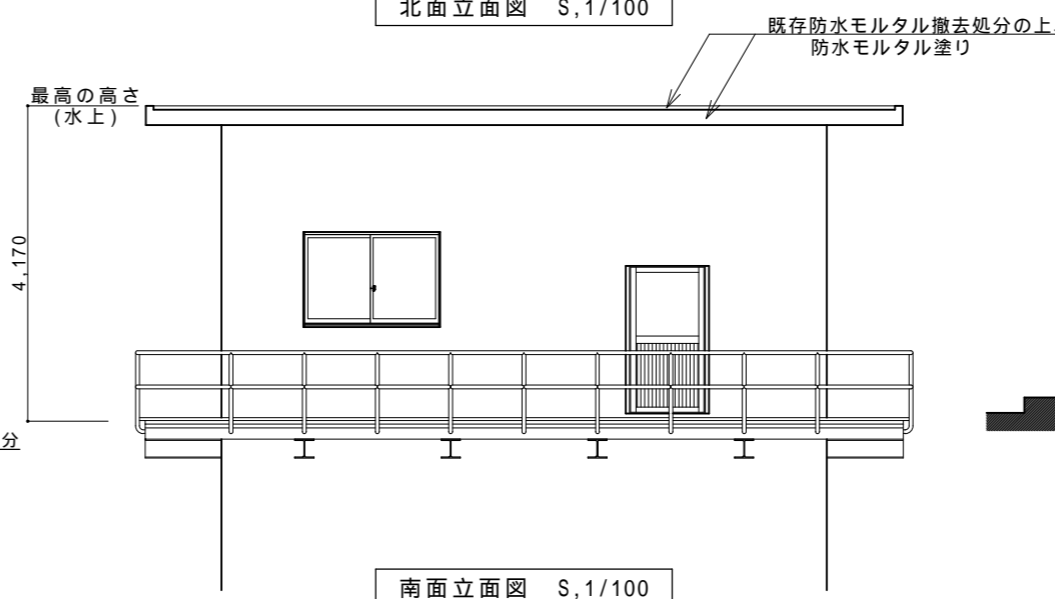
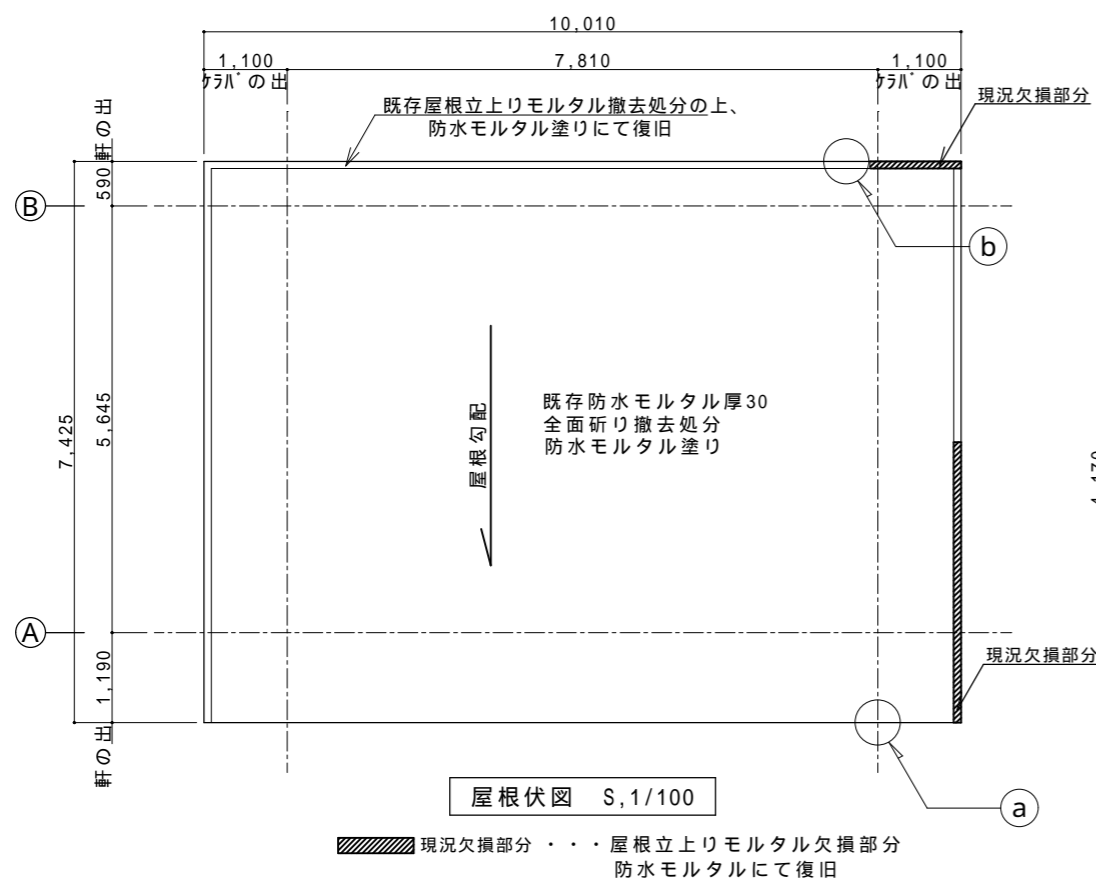
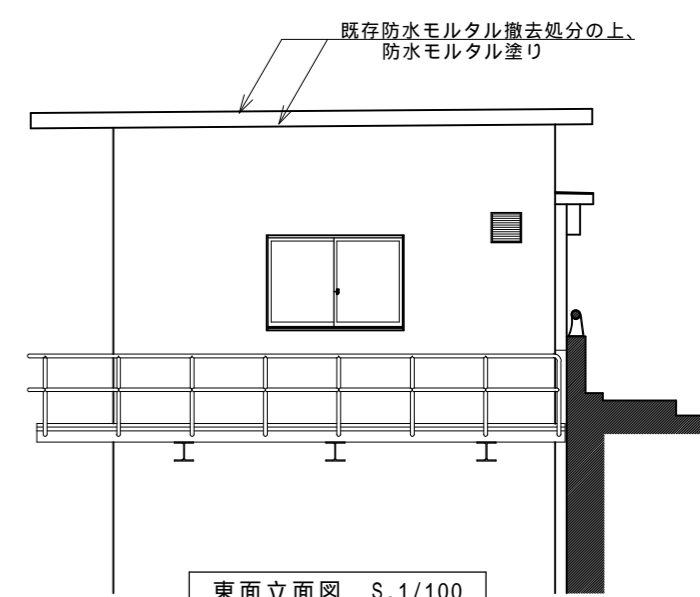
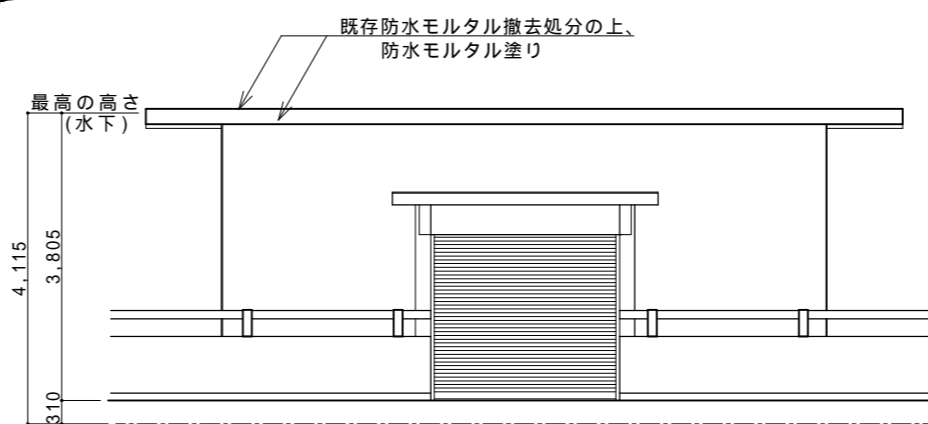
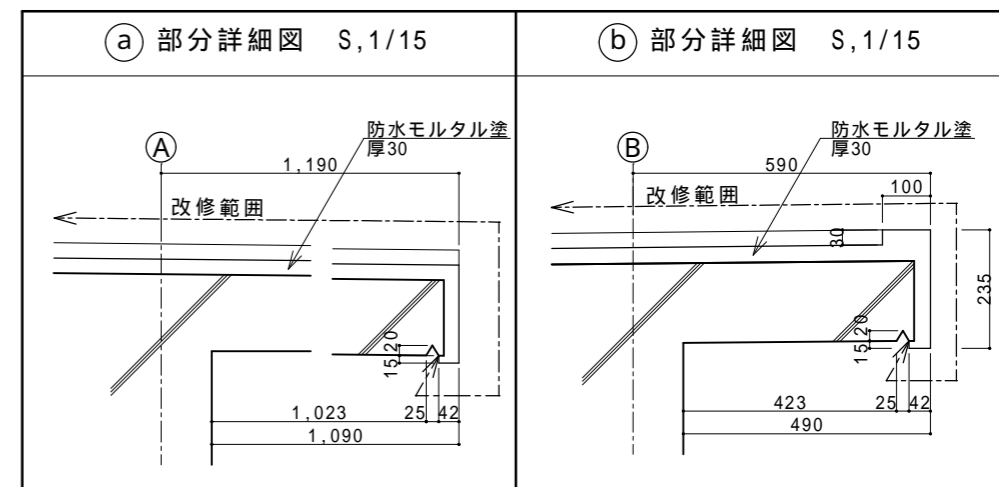


副ゲート室



【工事概要】

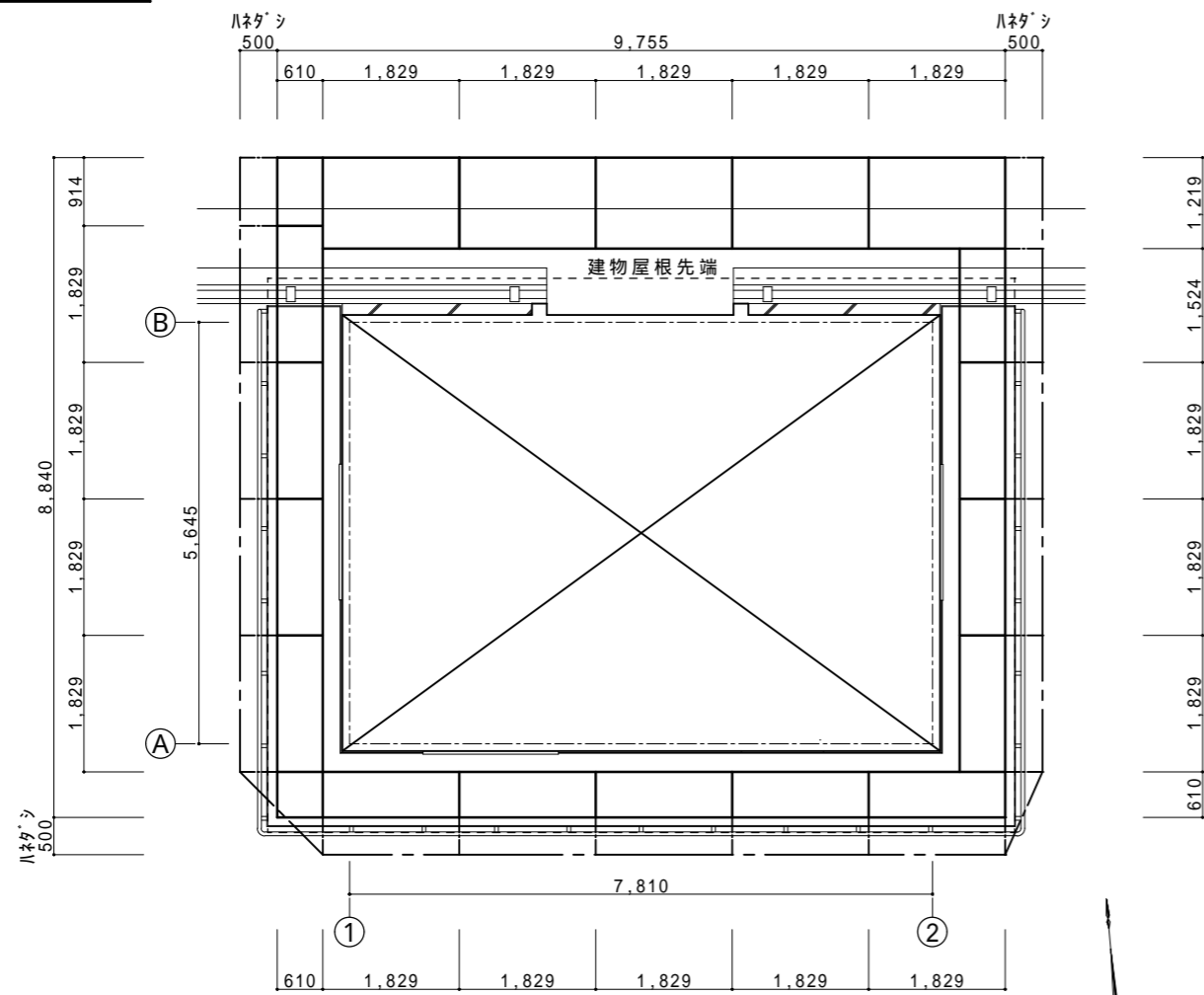
- 副ゲート室
- 屋根モルタル浮き部分のハツリ、全面塗替し



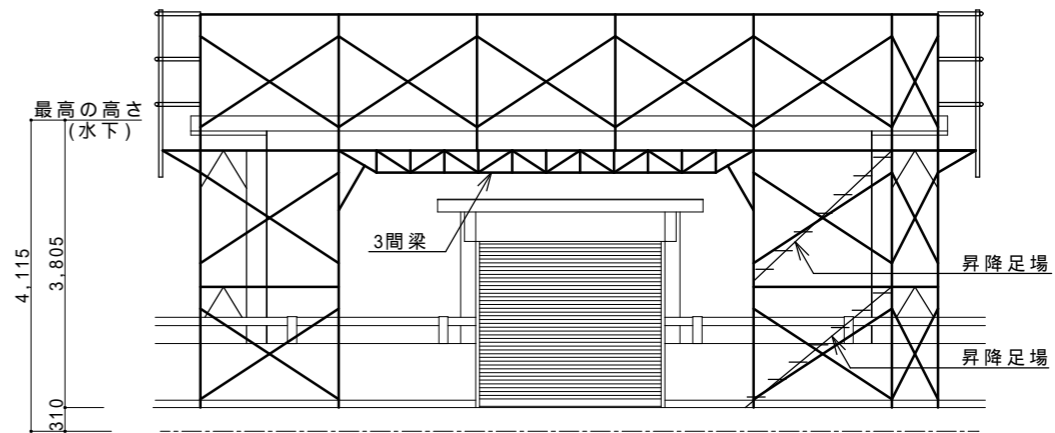
鳥取県
令和7年度
J2501741
西部環境建築局

工事名称 賀祥ダム管理棟・副ゲート室改修工事	図面名称 副ゲート室 平面図 立面図 屋根伏図	SCALE 1/100	NUMBER A-7/10	(有) 安達建築設計事務所 鳥取県米子市道笑町2丁目172 TEL(0859)33-7808	吉田 成年 一級建築士大臣登録 第209688号 建築士事務所知事登録 第06-225号	検図 	設計 	製図
	日付 R8.3	1/100	A-7/10			検図 	設計 	製図

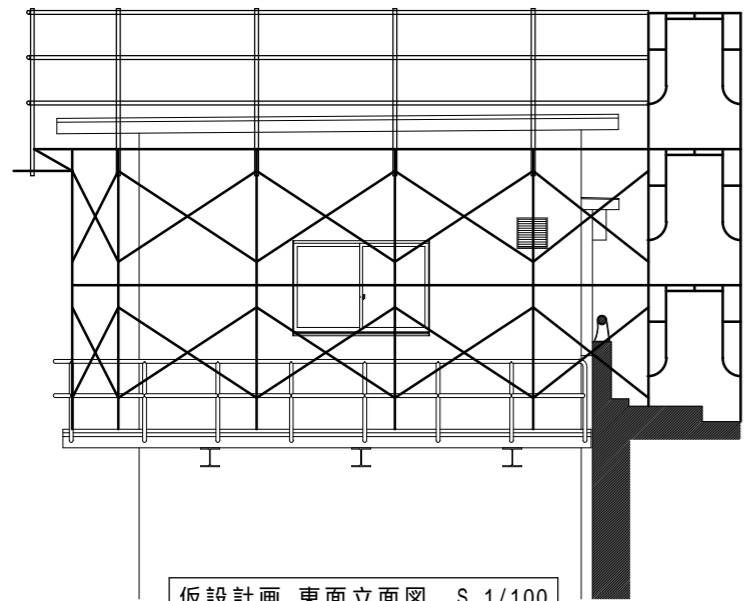
副ゲート室



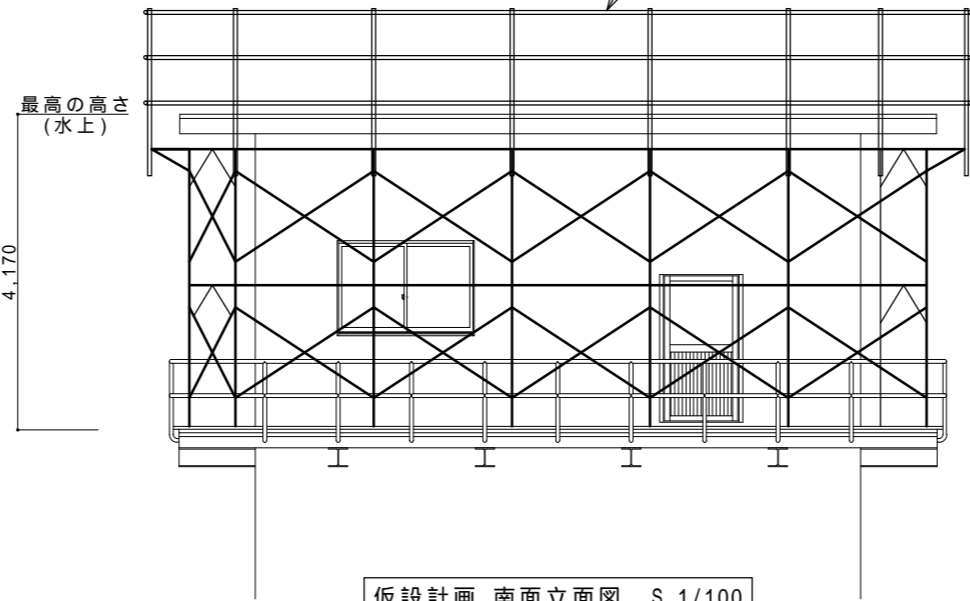
仮設計画平面図 S,1/100



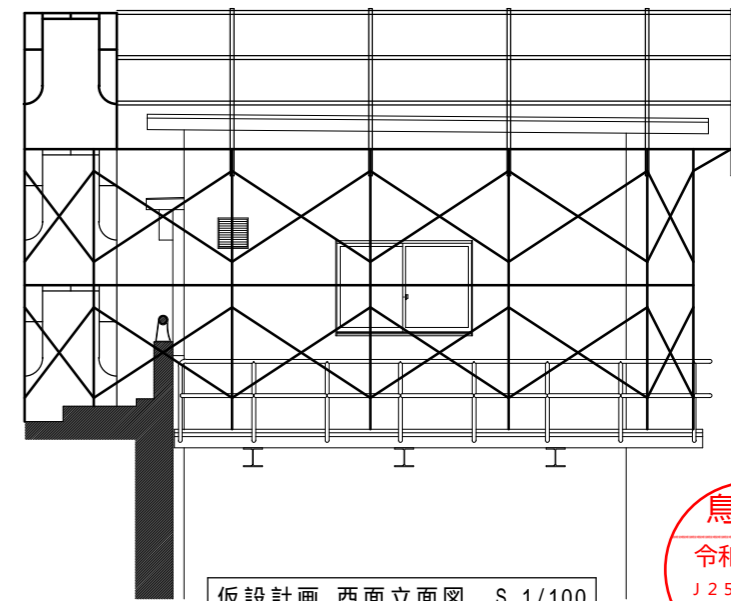
仮設計画 北面立面図 S,1/100



仮設計画 東面立面図 S,1/100



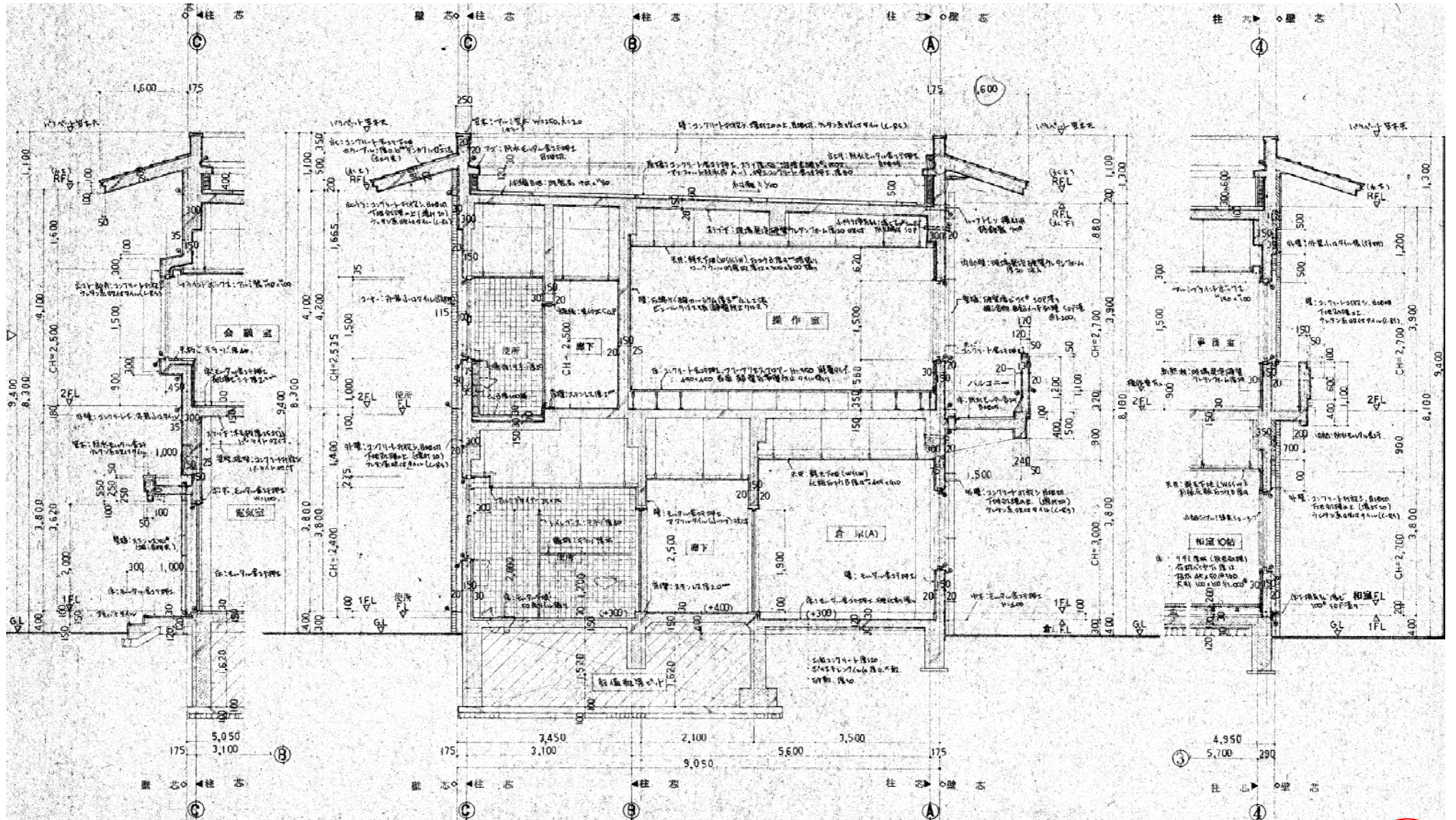
仮設計画 南面立面図 S,1/100



仮設計画 西面立面図 S,1/100







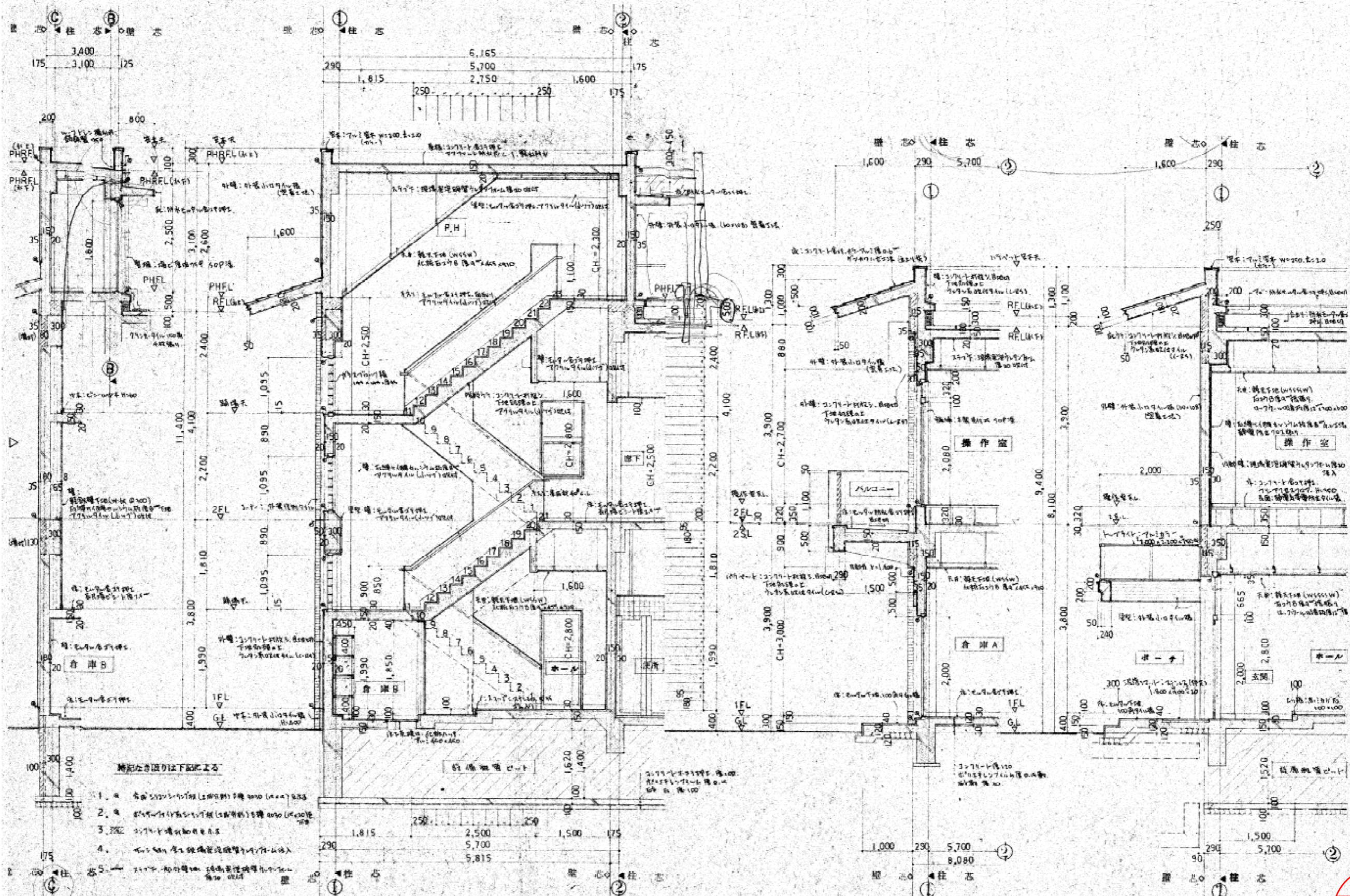
工事名称 賀祥ダム管理棟・副ゲート室改修工事	図面名称 副ゲート室 仮設計画図	SCALE 1/100	NUMBER A-8/10	一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会会員 (有)安達建築設計事務所 adachi-archi. 鳥取県米子市道笑町2丁目172	吉田 成年 TEL(0859)33-7808	一級建築士大臣登録 第209688号 建築士事務所知事登録 第06-225号	検図 	設計 	製図
	日付 R8.3								



参考図① NO SCALE

鳥取県
令和7年度
J2501741
西部環境建築局

工事名称 賀禰ダム管理棟・副ゲート室改修工事	図面名称 参考図①	SCALE NO SCALE	NUMBER A-9/10	 一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会会員 (有) 安達建築設計事務所 鳥取県米子市道笑町2丁目172 TEL(0859)33-7808	検図 	設計 	製図 
	日付 R8.3	吉田 成年 一級建築士大臣登録 建築士事務所知事登録 第209688号 第06-225号					



補注の各図は以下記載のとおり

1. 倉庫Aの柱間隔(5000)を3000に変更
2. 倉庫Bの柱間隔(5000)を3000に変更
3. 倉庫Aの柱間隔(5000)を3000に変更
4. 倉庫Bの柱間隔(5000)を3000に変更
5. 倉庫Aの柱間隔(5000)を3000に変更

参考図② NO SCALE



工事名称 賀祥ダム管理棟・副ゲート室改修工事	図面名称 参考図②	SCALE NO SCALE	NUMBER A-10/10	一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会会員 (有) 安達建築設計事務所 鳥取県米子市道笑町2丁目172 TEL(0859)33-7808	吉田 成年 一級建築士大臣登録 建築士事務所知事登録 第209688号 第06-225号	検図 	設計 	製図
	日付 R8.3	第209688号 第06-225号	第209688号 第06-225号			第209688号 第06-225号		